

つくば市監査公表第12号

平成27年11月11日

つくば市監査委員 山 内 豊

つくば市監査委員 宮 本 孝 男

つくば市監査委員 金 子 和 雄

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査等の種類

財政援助団体等に対する監査(地方自治法第199条第7項の規定による監査)

第2 監査等の実施期間

平成27年7月23日から平成27年10月2日まで

第3 監査等の対象

地方自治法第244条の2第3項及びつくば市子育て総合支援センター条例第15条第2項の規定に基づき公の施設の管理運営に関する業務を行っているもの

- 1 公の施設 つくば市子育て総合支援センター
- 2 所管部課 福祉部こども課
- 3 指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス（株）

第4 監査等対象の事項及び範囲

平成26年度公の施設の指定管理に係る出納事務及び管理運営業務の執行

第5 監査等の目的、着眼点及び実施方法

支出された公金が、目的どおり適正に運用されているかどうか、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び指定管理者からの説明を聴取するなどの方法で監査を実施した。

1 所管課着眼点

- (1) 団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (4) 協定事項には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正に行われているか。
- (6) 事業報告の点検は適切に行われているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

2 指定管理者着眼点

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

- (3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (4) 利用促進のための努力は行われているか。
- (5) 収支会計経理は適正に行われているか。他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適正か。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備されているか。

第6 指定管理の概要

- 1 指定管理施設名 つくば市子育て総合支援センター
- 2 指定管理者名 シダックス大新東ヒューマンサービス（株）
- 3 議会の議決 平成25年12月17日 つくば市議会定例会
- 4 管理者決定・告示 平成25年12月17日（告示日：平成26年3月1日）
- 5 協定の締結 平成26年2月17日（基本協定）
- 6 指定管理期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（3年間）
- 7 指定管理料 92,640,000円／3年 30,880,000円／年
平成26年度指定管理料 31,659,000円（消費税変更による見直し額）

第7 業務の範囲

- 1 管理施設の使用許可に関する業務
- 2 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- 3 管理施設等の維持管理に関する業務
- 4 前各項に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

第8 監査の結果

監査の結果，意見・要望欄に記載する事項を除き，指定管理者の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。なお，監査の過程において，口頭で注意した事項については，速やかに対応されたい。

1 意見・要望事項

【所管課】福祉部こども課

- (1) 契約内容等が，最新の情報となっているようにするために，毎年度早い時期（4月の中旬頃）に，「法人の履歴事項全部証明書」を入手し，変更事項等の確認を行なわれたい。
- (2) 「会社の経営の健全性」を確かめるため，毎年6月中に指定管理者の決算報告を入手されたい。
- (3) 指定管理料の支払いについて，基本協定書と年度協定書に違いが見受けられたので，次回の指定管理契約において，「指定管理料の支払方法」と「支払時期」を明確にされたい。
- (4) 災害時の受け入れ体制が，整えられていないので，災害時の対応について，次回の指定管理契約に「災害時の対応とその費用の支弁」についても明確にされたい。

【指定管理者】シダックス大新東ヒューマンサービス（株）

- (1) 物品管理簿（こども課作成）に従い，年に一度こども課担当者に立会いを求め，現品調査を実施し，こども課あてに報告されたい。

【所管課及び指定管理者】

- (1) 充実した対応を提供できるように，指定管理期間（3年～5年）の妥当性について，次回契約時までには，実態を踏まえて検討されたい。